

人身安全・少年課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	本部長	部長	課長等	署長
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第38条第1項	少年指導委員の委嘱				○	
	第38条第5項	少年指導委員の研修				○	
	第38条第6項	少年指導委員の解嘱		○			
	第38条の2第1項	立入りの指示				○	○
	第38条の2第2項	立入りの指示					○
	第38条の2第3項	報告の受理					○
鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）	第17条第1項	自動販売機による利用カード販売の届出の受理					○
	第17条第2項	自動販売機による利用カード販売の届出事項変更の届出の受理					○
		自動販売機の使用廃止の届出の受理					○
少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）	第2条第1項	少年指導委員の活動区域の指定		○			
	第2条第2項	少年指導委員の氏名及び連絡先を関係住民に周知させるための適当な措置				○	○
	第8条	少年指導委員の解嘱に伴う弁明の機会の付与				○	
自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則（平成8年鹿児島県公安委員会規則第14号）	第6条	届出済証の交付					○

サイバー犯罪対策課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第9条第1項	援助を受けたい旨の申出の受理及び援助を行う旨の決定				○	
	第9条第2項	援助を行うために必要な事例分析の委託の決定				○	
不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号）	第1条第2項	援助を行うために必要な書類その他の物件の提出の要求				○	
	第2条	援助措置の内容の決定及び援助の実施				○	
	第3条	援助を行うために必要な事例分析を委託する者の決定				○	

捜査第一課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）	第6条第3項	解剖実施にあたっての認定	○				

組織犯罪対策課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）	第3条	暴力団の指定	○				
	第4条	指定暴力団の連合体の指定	○				
	第5条第1項	指定暴力団等の指定に係る意見聴取	○				
		意見聴取を公開しない旨の決定		○			
	第5条第2項	意見聴取に係る通知及び公示				○	
	第5条第4項	意見聴取の不出頭又は所在不明のときにおける指定の決定	○				
	第6条第1項	指定の確認請求	○				
	第6条第4項	確認結果の通知の受理	○				
		確認結果の通知の受理（該当する旨の通知）			○		
	第7条第1項	指定の公示				○	
	第7条第3項	指定の通知				○	
	第7条第4項	公示事項の変更の公示				○	
	第8条第2項	指定暴力団等の指定の取消し	○				
	第8条第3項	指定暴力団連合の指定の取消し		○			
	第8条第4項	指定の取消しの確認請求	○				
	第8条第5項	確認結果の通知の受理	○				
		確認結果の通知の受理（該当する旨の通知）		○			
	第8条第7項において準用する第7条第1項	指定暴力団等の指定の取消しの公示				○	

第8条第7項において準用する第7条第3項	指定暴力団等の指定の取消しの通知				○	
第11条第2項	暴力的要求行為に対する再発防止命令（暴対法第35条第1項の規定による仮の命令（以下「仮の命令」という。）を除く。）	○				
第12条第1項	暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令	○				
第12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為に対する再発防止命令	○				
第12条の4第1項	準暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第12条の4第2項	準暴力的要求行為の要求等の相手方に対する指示（第42条第1項の規定により警察本部長に行わせるものを除く。）	○				
第12条の6第2項	準暴力的要求行為に対する再発防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第13条	援助申出の受理及び援助の実施				○	
	援助申出の受理及び援助の実施（定型的で警察署限りで行うことが可能な援助に限る。）					○
第14条第1項	援助の実施				○	
	援助の実施（定型的で警察署限りで行うことが可能な援助に限る。）					○
第14条第2項	責任者講習の実施				○	
第15条第1項	指定暴力団等の対立抗争時の事務所の使用制限命令（仮の命令を除く。）	○				
第15条第2項	指定暴力団等の対立抗争時の事務所の使用制限命令の	○				

	延長					
第15条第3項において準用する第15条第1項	指定暴力団等の内部抗争時の事務所の使用制限命令	○				
第15条第3項において準用する第15条第2項	指定暴力団等の内部抗争時の事務所の使用制限命令の延長	○				
第15条第4項	標章の貼付け（仮の命令を除く。）				○	
第15条第5項	標章の取除き（仮の命令を除く。）				○	
第15条の2第1項	警戒区域の決定及び特定抗争指定暴力団等の指定	○				
第15条の2第2項	特定抗争指定暴力団等の指定の延長	○				
第15条の2第3項	警戒区域の変更	○				
第15条の2第4項において準用する第15条の2第1項	内部抗争時の警戒区域の決定及び特定抗争指定暴力団等の指定	○				
第15条の2第4項において準用する第15条の2第2項	内部抗争時の特定抗争指定暴力団等の指定の延長	○				
第15条の2第4項において準用する第15条の2第3項	内部抗争時の警戒区域の変更	○				
第15条の2第5項	標章の貼付け				○	
第15条の2第6項	標章の取除き				○	
第15条の2第8項において準用する第5条第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の意見聴取	○				
第15条の2第8項において準用する第5条第2項	特定抗争指定暴力団等の指定の意見聴取に係る通知及び公示				○	

項					
第15条の2第8項において準用する第5条第4項	特定抗争指定暴力団等の指定の意見聴取の不出頭又は所在不明のときにおける指定の決定	○			
第15条の2第8項において準用する第7条第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の公示			○	
第15条の2第8項において準用する第7条第3項	特定抗争指定暴力団等の指定の通知			○	
第15条の2第8項において準用する第7条第4項	特定抗争指定暴力団等の指定の公示事項の変更の公示			○	
第15条の2第9項において準用する第5条第1項	警戒区域の変更の意見聴取	○			
	意見聴取を公開しない旨の決定		○		
第15条の2第9項において準用する第5条第2項	警戒区域の変更の意見聴取に係る通知及び公示			○	
第15条の2第9項において準用する第5条第4項	警戒区域の変更の意見聴取に係る不出頭又は所在不明のときにおける変更の決定	○			
第15条の2第9項において準用する第7条第1項	警戒区域の変更の公示			○	
第15条の2第9項において準用する第7条第3項	警戒区域の変更の通知			○	
第15条の4第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の取消し	○			
第15条の4第2項において準用	特定抗争指定暴力団等の指定の取消しの公示			○	

する第7条第1項						
第15条の4第2項において準用する第7条第3項	特定抗争指定暴力団等の指定の取消しの通知				○	
第18条第2項	加入の強要等に対する再発防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第18条第3項	少年脱退措置命令	○				
第19条	加入の強要の命令等に対する再発防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第22条第2項	指詰め of 強要等に対する再発防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第23条	指詰め of 強要の命令等に対する再発防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第26条第2項	少年に対する入れ墨の強要等に対する再発防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第27条	少年に対する入れ墨の強要の要求等に対する再発防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第28条第1項	離脱希望者に対する援護等の措置				○	
第28条第2項	住民及び事業者に対する啓発				○	
第28条第3項	県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）に対する報告の要求				○	
第30条の4	損害賠償請求等の妨害に対する防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第30条の5第1項	暴力行為の賞揚等に対する禁止命令（仮の命令を除く。）	○				
第30条の5第2項	暴力行為の賞揚等に対する禁止命令の取消し	○				
第30条の7第2	縄張に係る禁止行為に対す	○				

項	る防止命令（仮の命令を除く。）					
第30条の7第3項	縄張に係る指定暴力団員の禁止行為に対する再発防止命令	○				
第30条の7第4項	縄張に係る営業者等の禁止行為に対する再発防止命令	○				
第30条の8第1項	警戒区域の決定及び特定危険指定暴力団等の指定	○				
第30条の8第2項	特定危険指定暴力団等の指定の延長	○				
第30条の8第3項	警戒区域の変更	○				
第30条の8第4項において準用する第5条第1項	特定危険指定暴力団等の指定の意見聴取	○				
	意見聴取を公開しない旨の決定		○			
第30条の8第4項において準用する第5条第2項	特定危険指定暴力団等の指定の意見聴取に係る通知及び公示				○	
第30条の8第4項において準用する第5条第4項	特定危険指定暴力団等の指定の意見聴取に係る不出頭又は所在不明のときにおける指定の決定	○				
第30条の8第4項において準用する第7条第1項	特定危険指定暴力団等の指定の公示				○	
第30条の8第4項において準用する第7条第3項	特定危険指定暴力団等の指定の通知				○	
第30条の8第4項において準用する第7条第4項	特定危険指定暴力団等の指定の公示事項の変更の公示				○	
第30条の8第5項において準用	警戒区域の変更の意見聴取	○				
	意見聴取を公開しない旨の		○			

する第5条第1項	決定					
第30条の8第5項において準用する第5条第2項	警戒区域の変更の意見聴取に係る通知及び公示				○	
第30条の8第5項において準用する第5条第4項	警戒区域の変更の意見聴取に係る不出頭又は所在不明のときにおける変更の決定	○				
第30条の8第5項において準用する第7条第1項	警戒区域の変更の公示				○	
第30条の8第5項において準用する第7条第3項	警戒区域の変更の通知				○	
第30条の10第2項	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に対する再発防止命令（仮の命令を除く。）	○				
第30条の11第1項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限命令（仮の命令を除く。）	○				
第30条の11第2項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限命令の延長	○				
第30条の11第3項	標章の貼付け（仮の命令を除く。）				○	
第30条の11第4項	標章の取除き（仮の命令を除く。）				○	
第30条の12第1項	特定危険指定暴力団等の指定の取消し	○				
第30条の12第2項において準用する第7条第1項	特定危険指定暴力団等の指定の取消しの公示				○	
第30条の12第2項において準用	特定危険指定暴力団等の指定の取消しの通知				○	

する第7条第3項						
第32条の3第1項	暴追センターの指定	○				
第32条の3第5項	暴追センターに対する改善命令		○			
第32条の3第6項	暴追センターの指定の取消し	○				
第32条の6第1項	適格暴追センターの認定申請に関する事務	○				
第33条第1項	報告又は資料の提出要求の決定			○		
	立入りの実施の決定				○	
第34条第1項	命令に係る意見聴取	○				
	意見聴取を公開しない旨の決定				○	
第34条第2項	意見聴取に係る通知及び公示				○	
第34条第4項	意見聴取に係る出頭及び意見陳述要求に関する許可				○	
第34条第5項	意見聴取の不出頭又は所在不明のときにおける命令の決定	○				
第35条第3項	仮の命令に係る意見聴取	○				
第35条第4項	通知及び仮の命令に係る意見聴取	○				
第35条第5項において準用する第34条第1項ただし書	意見聴取を公開しない旨の決定				○	
第35条第5項において準用する第34条第2項	意見聴取に係る通知及び公示				○	
第35条第6項	再発防止命令等	○				
第35条第8項	仮の命令の失効	○				
第36条第1項	国家公安委員会への報告				○	
第36条第2項	国家公安委員会からの通報				○	

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「暴対法施行規則」という。）		の受理					
	第36条第3項	国家公安委員会への報告及び通報の受理				○	
	第36条第4項	官公署に対する協力要請			○		
		官公署に対する協力要請（定型的な事案に限る。）				○	
	第14条第1項	暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置				○	
		暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置（定型的で警察署限りで行うことが可能な援助に限る。）					○
	第15条	事業者に対する援助の措置				○	
		事業者に対する援助の措置（定型的で警察署限りで行うことが可能な援助に限る。）					○
	第16条第1項	被害回復アドバイザーの運用				○	
	第17条第1項	責任者を選任した旨の届出の受理				○	
	第19条第1項	責任者講習通知書の送付				○	
	第19条第2項	責任者講習受講申込書の受理				○	
	第19条第3項	受講修了書の交付				○	
	第21条第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知				○	
	第25条第1項	社会復帰アドバイザーの運用				○	
	第25条第2項	社会復帰アドバイザーにおける啓発の実施				○	
	第26条第1項	暴追センターからの連絡の受理				○	
	第30条第1項	特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知				○	
	第34条	聴取及び報告調書作成の指				○	

	示					
第35条第1項	提出資料目録の作成				○	
第35条第2項	提出資料目録の写しの交付				○	
第35条第3項	提出資料の返還				○	
第38条	仮の命令に係る標章の取除き				○	
第39条	指定等についての他の公安委員会に対する照会又は回答				○	
第40条第1項	命令等についての他の公安委員会に対する照会又は回答				○	
第40条第2項	命令等についての他の公安委員会に対する書類等の送付				○	
第41条第1項	援助の措置についての他の公安委員会に対する協力依頼又は協力				○	
第41条第2項	他の公安委員会に対する援助の措置				○	
第47条第1項	郵便による送達				○	
	郵便による送達（暴対法第42条第3項に規定された命令の場合に限る。）					○
第47条第2項	信書便による送達				○	
	信書便による送達（暴対法第42条第3項に規定された命令の場合に限る。）					○
第47条第3項	記録の作成				○	
	記録の作成（暴対法第42条第3項に規定された命令の場合に限る。）					○
第48条第3項において準用する第47条第3項	記録の作成				○	
第48条第3項において準用する第47条第3項	記録の作成（暴対法第42条第3項に規定された命令の場合に限る。）					○

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会事務決裁規程

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）	第2条第2項	主宰者の決定			○		
	第7条	手続の停止（主宰者が公安委員会又は指名公安委員の場合に限る。）				○	
	第8条第1項	忌避の申出の審査	○				
	第8条第3項	忌避の申出に係る措置	○				
	第9条第1項	代理人選任届出書の受理				○	
	第10条第1項	主宰者が公安委員会又は指名公安委員の場合 補佐人の出席に係る申請書の受理及び補佐人の許可				○	
	第10条第2項	補佐人の出席許可の通知				○	
	第11条	補佐人の付添いの勧告				○	
	第11条の2第1項	申請書の受理				○	
	第11条の2第2項	許可の通知				○	
	第12条第1項	参考人の出席要求				○	
	第12条第2項	申出書の受理				○	
	第12条第3項	参考人の出席要求の通知				○	
	第13条	立会警察職員に対する説明の要求				○	
	第16条第1項	申出の受理				○	
	第16条第2項	意見聴取の期日又は場所の変更				○	
	第16条第3項	意見聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示				○	
	第17条第1項	主宰者が公安委員会又は指名公安委員の場合 陳述書の提出の要求			○		
	第17条第2項	陳述書の受理				○	
	第19条第1項	理由の告知				○	
	第20条第1項	証拠調				○	
	第21条	釈明の機会の付与				○	
	第22条第2項	発言の許可				○	
	第22条第3項	発言の制限				○	

第22条第4項	指名公安委員の場合	退場の命令及び措置				○	
第23条第1項		意見聴取の続行				○	
第23条第2項		意見聴取を続行する旨の通知及び公示				○	
第24条第1項		決定をするに熟すると認めるときの意見聴取の終結				○	
第24条第2項		意見聴取の終結				○	
第25条		意見聴取の状況の報告の受理	○				
第26条	主宰者が公安委員会又は指名公安委員の場合	非公開とする場合の手続				○	
第27条		証拠書類等の受理				○	
第28条		物件の提出要求				○	
第28条の2		関係指定暴力団員に対する意見陳述の要求				○	
第29条		参考人の証言の要求				○	
第30条		鑑定の要求				○	
第31条		検証				○	
第33条		証拠調の申出の却下				○	
第34条第1項		意見聴取期日外における証拠調		○			
第34条第2項	主宰者が公安委員会又は指名公安委員の場合	証拠調の日時及び場所の通知				○	
第34条第3項		証拠調調書の作成	○				

	第34条第4項において準用する第25条	意見聴取期日外における証拠調の状況の報告の受理	○				
	第35条第1項	主宰者が公安委員会又は指名公安委員の場合	提出物目録の作成				○
	第35条第2項において準用する暴対法施行規則第35条第2項		提出物目録の写しの交付				○
	第35条第2項において準用する暴対法施行規則第35条第3項		証拠書類等の返還				○
	第36条第1項		意見聴取調書の作成	○			
	第38条	意見聴取の公示に伴う措置					○
	第39条第1項	当事者がその地位を失った場合の措置			○		
	第40条第1項	意見聴取の再開			○		
	第40条第2項	再開の通知及び公示					○
	第41条第2項において準用する暴対法施行規則第47条第1項	郵便による送達					○
	第41条第2項において準用する暴対法施行規則第47条第2項	信書便による送達					○
	第41条第2項において準用する暴対法施行規則第47条第3項	郵便又は信書便により送達した場合の記録の作成					○
	第41条第2項において準用する暴対法施行規則第48条第3項	交付送達した場合の記録の作成					○
暴力追放運動推進センターに関する規則	第1条	申請書等の受理					○
	第2条	指定の公示					○

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会事務決裁規程

(平成3年国家公安委員会規則第7号)	第3条第1項	書類の受理				○	
	第3条第2項	変更事項等の公示				○	
	第3条第3項	変更に係る書類の受理				○	
	第7条	相談事業規程の承認		○			
	第8条第1項	再開に係る届出の受理				○	
	第8条第2項	相談事業の開始の公示				○	
	第9条第1項	休止または廃止に係る書類の受理				○	
	第9条第2項	再開に係る届出の受理				○	
	第9条第3項	相談事業の再開の公示				○	
	第12条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理				○	
	第12条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第12条第3項	報告又は資料の提出の要求			○		
	第13条第1項	暴追センター役員の解任勧告		○			
	第13条第2項	暴力追放相談委員の解任勧告		○			
	第14条	指定の取消しの公示				○	
不当要求情報管理機関登録規程（平成3年国家公安委員会告示第5号）	第2条	適格性を有するものとしての登録	○				
	第4条第1項	登録申請書の受理				○	
	第5条	登録の実施				○	
	第6条	登録証の交付				○	
	第8条第1項	更新申請の受理				○	
	第8条第2項において準用する第4条第1項	登録更新申請書の受理				○	
	第8条第2項において準用する第5条	登録更新時の登録の実施			○		
	第8条第2項において準用する第6条	登録更新時の登録証の交付				○	

	第9条第1項	書類の受理				○	
	第9条第2項	登録証の書換え				○	
	第10条第1項	登録申請の受理				○	
	第10条第2項において準用する第4条第1項	移転登録申請書の受理				○	
	第10条第2項において準用する第5条	移転登録時の登録の実施			○		
	第10条第2項において準用する第6条	移転登録時の登録証の交付				○	
	第11条	事業廃止の届出の受理				○	
	第12条第1項	登録の取消し		○			
	第12条第2項	登録の取消しの通知				○	
	第13条	返納された登録証の受領				○	
	第14条	報告の要求			○		
犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)	第9条第1項	疑わしい取引の届出の受理				○	
	第9条第3項	国家公安委員会への通知				○	
	第13条	報告又は資料の提出の要求				○	
	第14条第1項	特定事業者の営業所等への立入検査				○	
	第15条	特定事業者に対する指導等				○	
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)	第18条第2項	身分証明書の発行				○	
	第14条第2項	国家公安委員会への送付	○				
国際捜査共助等に関する法律(昭和55年法律第69号)	第20条	説明又は資料の提出の要求		○			
鹿児島県暴力団排除	第20条	説明又は資料の提出の要求		○			

条例（平成26年鹿児島県条例第22号）	第21条	勧告	○				
	第22条第1項	事実の公表	○				
	第22条第2項	意見を述べる機会の付与	○				
鹿児島県暴力団排除条例施行規則（平成26年鹿児島県公安委員会規則第9号）	第7条第1項	説明・資料の提出要求書の送達			○		
	第7条第2項	口頭による説明の要求			○		
	第7条第3項	説明・資料提出書の受理				○	
	第8条第1項	説明の聴取の指示			○		
	第8条第2項	説明日時等変更申出書の受理				○	
	第8条第3項	説明の聴取の日時又は場所の変更				○	
	第8条第4項	説明日時等決定通知書による通知				○	
	第9条	勧告書の送達			○		
	第11条第1項	意見聴取通知書による通知		○			
	第11条第3項	申述書の提出の要求			○		
	第11条第4項	証拠資料の受理				○	
	第12条第1項	意見の聴取の指示			○		
	第12条第2項	意見聴取日時等変更申出書の受理				○	
	第12条第3項	意見の聴取の日時又は場所の変更				○	
	第12条第4項	意見聴取日時等決定通知書による通知				○	
	第13条第3項	代理人選任届出書の受理				○	
	第13条第4項	代理人資格喪失届出書の受理				○	